

専決処分の報告について（修繕請負金額の変更）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年10月28日提出

那覇市・南風原町環境施設組合
管理者 城間 幹子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、平成 12 年 2 月 17 日議会の議決により指定された契約金額の 100 分の 5 以内で、1,000 万円以下の契約価格の変更について、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 9 月 1 日

那覇市・南風原町環境施設組合

管理者 城 間 幹 子

- 1 議決事件名 修繕請負契約について
(令和 4～5 年度 焼却設備等定期修繕)
(令和 4 年 2 月 4 日同意)

契約の相手方

請負者 住所 福岡市博多区博多駅東二丁目 7 番 27 号
商号 JFE エンジニアリング株式会社 九州支店
氏名 支店長 橋 本 恭 彦

- 2 変更する事項 契約金額

既 決 金 額 1,006,500,000 円
変 更 する 金 額 1,016,400,000 円

那覇市



修繕請負変更契約書

- 1 件名 令和4～5年度 焼却設備等定期修繕
- 2 場所 那覇・南風原クリーンセンター（沖縄県島尻郡南風原町字新川650番地）
- 3 変更工期 自 令和一年一月一日
至 令和一年一月一日
- 4 請負増減額 ￥9,900,000-（増額）
うち消費税及び地方消費税の額 ￥900,000-
（注）消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに
地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出。
- 5 変更内容 別途設計図書及び修繕設計変更協議書のとおり

上記修繕工事について、発注者那覇市・南風原町環境施設組合と請負者JFEエンジニアリング株式会社九州支店とが、令和4年2月4日に締結した修繕請負契約の一部を上記のとおり変更するので、契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自がその1通を所持する。

ただし、変更契約についても当初の契約に記載された条項を遵守するものとする。

令和4年9月1日

発注者 沖縄県南風原町字新川650番地
那覇市・南風原町環境施設組合
管理者 城間 幹
那覇市・南風原町環境施設組合
管理者印

請負者 福岡市博多区博多駅東二丁目7番27号
JFEエンジニアリング株式会社九州支店
支店長 橋本 恭彦





修繕請負仮契約書

- 1 修繕名称 令和4～5年度 焼却設備等定期修繕
- 2 修繕場所 那覇市・南風原クリーンセンター(南風原町字新川 650 番地)
- 3 修繕期間 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

4 請負代金額 ¥ 1,006,500,000-

うち消費税及び地方消費税の額 ¥ 91,500,000-

(注)消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出。

- 5 契約保証金 那覇市・南風原町環境施設組合契約規則第4条第1項第3号の規定に基づき、免除する。
- 6 前金払い 適用なし。
- 7 部分払い 適用なし。

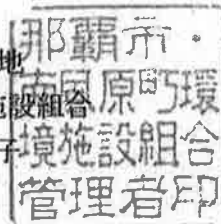
上記修繕について、発注者那覇市・南風原町環境施設組合と受注者 JFE エンジニアリング九州支店とは、那覇市・南風原町環境施設組合修繕請負契約約款に基づき、各々対等の立場における合意により、修繕請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約書は、当該契約について那覇市・南風原町環境施設組合議会の同意議決を得たときに、その議決の日をもって本契約に切り替わるものとする。この場合管理者は、議決のあった旨を遅滞なく受注者に通知するものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自がその1通を所持する。

令和 3 年 12 月 28 日

発注者 南風原町字新川 650 番地
那覇市・南風原町環境施設組合
管理者 城間 幹子



受注者 福岡県博多区博多駅東 2 丁目 7 番 27 号
JFE エンジニアリング株式会社九州支店
支店長 大賀 隆 宏

